

# 不当要求にあつたら

## 「ロイヤルの準備と「三ない運動」の推進」

不当要求に対抗するためには、対応マニュアルの作成など、日ごろからの準備が必要です。

ここでは、どのような準備が必要なのか、また、具体的な対応の要点を紹介します。会社などで準備しておきましょう。

### ●ロイヤルの準備

不当要求を行う団体関係者等が来訪したときは、対応する担当者を孤立させることなく組織的対応が重要です。

日ごろから、次に紹介する事項に心がけ、被害にあわないための体制づくりをしておきましょう。

#### ①トップの危機管理意識

- ・トップ自らが、「不当な要求には絶対に応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。

- ・担当者が気楽に報告できる雰囲気づくりを行う。

#### ②社内の体制づくり

- ・あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておく、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
- ・対応責任者は、組織を代表して対応に当たることから、組織としての回答を準備しておく。

市民・行政・企業・警察が連携を緊密にし、この「三ない運動」を強力に推し進めていく必要があります。

### ○「三ない運動」とは

①暴力団を「利用しない」  
全てを「金づるにする」

それが暴力団の姿勢です。

②暴力団を「恐れない」

恐れは「誤ったイメージから」

恐れることは暴力団を助長させます。

③暴力団に「金を出さない」

金が「腐れ縁の元」

暴力団を支援・容認することになります。

### ●不当要求にあつたら

不当要求にあつたらどういう対応をすればよいでしょうか。

問題解決には、毅然とした対応と早期相談が重要です。

#### ○不当要求の具体的な対応の要点

・相手の確認と要件の確認⇨対応責任者へ報告し、応接室へ案内します。

・相手が代理人の場合は、委任状を確認しましょう。

・対応場所（自社の応接室等）の選定⇨暴力団等の指定する場所には出向いてはいけません。相手より多い人数で対応し、役割分担をしておきましょう。



・最初に対応時間を明確にする⇨相手のペースに飲まれることを防ぐために可能な限り短くしましょう。

・失言・言葉尻などに注意する⇨「申し訳ありません」、「検討します」等は禁物です。

・書類の作成・署名・押印⇨後日金品要求の材料等に悪用されることがあるので署名や押印は絶対に禁物です。

・即答や約束はしない⇨組織的に対応し、相手の要求に即答や約束はしてはいけません。

・トップは対応させない⇨決裁権を持った者が対応すると、即答を迫られ、次回以降もトップを出せ等と食って掛られます。

・湯茶の接待をしない⇨居座りを容認したことになりかねません。また、湯飲み茶碗等を脅しの道具に使用されることがあります。

・対応内容の記録化⇨犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。相手に明確に告げて、メモや録音、撮影を勧めます。

・何かあつたらすぐに警察に通報⇨日ごろから警察、暴追センター等との連携が早期解決につながります。

・何かがあつたらすぐに警察に通報⇨日ごろから警察、暴追センター等との連携が早期解決につながります。



# 不当要求に対する取り組み

— 不当要求を許すな！ —

不当要求に対抗するため、県内の企業や自治体などでは、研修会や組織づくりなどが行われています。

ここでは、市内での不当要求に対するさまざまな取り組みを紹介いたします。

## ●松浦魚市場の取り組み

松浦魚市場で発生する不当要求等の防止に関する要綱制定大会が7月27日、松浦市地方卸売市場松浦魚市場おさかなドームの会議室で開催されました。

松浦魚市場内では、電話で人権擁

護団体を名乗り、機関誌の購入を要求する事件等が発生しています。

このことを受け、松浦魚市場協会（会員58社）では、県内の魚市では長崎魚市場、佐世保魚市場に次いで3つ目となる「松浦魚市場で発生する不当要求等の防止に関する要綱」を制定し、制定大会を開きました。



**警察・行政・企業・住民がスクラムを組んで**

松浦魚市場内における不当要求行為の防止対策委員会顧問

本山 衆一 しゅういち 松浦警察署長

皆さんご存知のように、暴力団等の反社会勢力は、その資金獲得活動を社会経済情勢の変化に対応して多様化・不透明化してきています。

暴力団等を壊滅するためには、警察・行政・松浦市の企業・住民が一体となって、暴力団を許さない環境づくり、利用しない環境づくりに取り組み「松浦地域の結束力」で対決していかなければなりません。

今後は、本委員会と松浦署が強力なスクラムを組んで、暴力団等反社会勢力の存在と不当要求を許さない「安全で安心な住みよい松浦市づくり」に取り組んでいきたいと思います。



▲松浦魚市場での大会の様子

その要綱の中で松浦魚市場協会は、あらゆる不当要求行為等に対しては、組織的に対処することで、会員の身の安全を守り、市場内の秩序を維持するとされています。

## ●松浦地区暴力追放運動推進協議会（暴追協）

暴力団その他の反社会勢力による不当要求を許さないためには暴力団追放運動も忘れてはなりません。

松浦地区暴追協は、（財）長崎県暴力団追放県民会議（長崎県の暴追センター）の下部組織として、松浦市の暴力団追放運動の推進を目的につくられています。

松浦市長を会長とし、松浦警察署をはじめ農協・漁協・市内企業が集まって組織され、暴力団を利用しない、暴力団を許さないという共通の意識を持ち、講話や年末年始のパトロールなどの暴排活動や広報活動、相談活動（暴力団被害相談所の開設）などを行っています。

## ●安全・安心なまちづくり

市は、今年6月、「暴力のない明るい都市宣言」を行い、市民が一致団結し、暴力行為根絶を目指し、次代へつながる明るいまちづくりをすすめています。

また、松浦魚市場だけでなく行政としても「松浦市不当要求行為等の防止及び対策に関する要綱」や「松浦市建設工事等暴力団対策要綱」等を活用しながら市民が安全で・安心して生活できるまちづくりをすすめています。

その安全・安心なまちづくりのためには、市民・行政・企業・警察が「不当要求を許さない」という強い意識のもとに結束して取り組んでいく必要があります。

不当要求などを受けた場合や苦情対応で困ったときは、一人（一企業）で悩まず、まず次のようなところに相談しましょう。

### 【相談先】

○松浦警察署

☎0956-72-5110

○県警本部暴力追放テレビホン

☎095-822-0007

○（財）長崎県暴力団追放県民会議

（暴力追放運動推進センター）

☎095-825-0893